

「(仮称)町田市景観条例(案)の考え方」 パブリックコメント実施結果

町田市都市づくり部まちづくり推進課

「（仮称）町田市景観条例（案）の考え方」 パブリックコメント実施結果

I. 意見の募集期間

2008年11月1日(土)～2008年12月1日(月)

II. 意見の募集方法

■「広報まちだ11月1日号」に概要掲載

■「町田市ホームページ」に内容掲載

■下記窓口での資料配布

- ・まちづくり推進課(市役所中町第3庁舎2階)・市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ・市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)・市民協働推進課(市民フォーラム3階)
- ・各市民センター・木曾山崎センター・玉川学園文化センター
- ・各市立図書館・市民文学館

■「街づくりフォーラム」開催時の資料配布

■関係者、関係団体への資料送付

III. 「（仮称）町田市景観条例（案）の考え方」の概要

- (1) “生活風景の豊かさが感じられるまち”をめざすこと
- (2) 景観計画の策定に関する仕組みや手続きを定めること
- (3) 市民主体の景観づくりをすすめていくこと
- (4) 公共施設については、率先して地域の景観に配慮していくこと

IV. お寄せいただいたご意見の内訳

25名、3団体の方から、延べ90件のご意見をお寄せいただきました。ご意見の内訳は次のとおりです。

| 項目 | | 件数 |
|---|----------------------|----|
| 1. 「考え方(1)“生活風景の豊かさが感じられるまち”をめざします。」に関する事 | | 17 |
| 2. 「考え方(2)景観計画の策定に関する仕組みや手続きを定めます。」に関する事 | | 23 |
| 3. 「考え方(3)市民主体の景観づくりをすすめていきます。」に関する事 | | 10 |
| 4. 「考え方(4)公共施設については、率先して地域の景観に配慮していきます。」に関する事 | | 10 |
| その他 | 5. 条例(案)の考え方全体に関する事 | 5 |
| | 6. 関連施策との連携に関する事 | 8 |
| | 7. 普及・啓発に関する事 | 3 |
| | 8. 緑地保全に関する事 | 2 |
| | 9. 大規模開発等に関する事 | 10 |
| | 10. 電線・電柱、屋外広告物に関する事 | 2 |

V. お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

※お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しています。

1. 考え方(1)に関すること

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| ①「町田市の景観の主な特徴」に関すること | |
| <p>主な特徴に、“多摩丘陵と谷戸”と記載されているが、地形に対して触れられていない。“地形を尊重する景観”など“地形”を条例の中に入れて欲しい。</p> | <p>「地形」や「住宅団地」については、町田市の特徴をあらゆる大きな要素だと認識しています。 ご意見を参考に、条文の検討および（仮称）町田市景観計画（以下、「計画」という。）の検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>主な特徴にある「住宅地の景観」を「住宅地・住宅団地の景観」にしてはいいかがですか。</p> | |
| ②「景観づくりの基本理念」に関すること | |
| <p>“生活風景の豊かさが感じられるまち”は、“生活風景の豊かさが感じられる環境のまち”が良いのではないかと。</p> | <p>ご意見を参考に、基本理念を定めてまいります。また、計画策定の検討において、参考とさせていただきます。</p> |
| <p>“生活風景の豊かさが感じられるまち”は、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”としてはどうか。</p> | |
| <p>「景趣」という言葉を活用し、町田市の景観をより深みのあるものとして、発信していただきたい。</p> | |
| <p>景観条例の中に、河川の景観を他の自治体に対して誇れるようなものにするという理念を入れて欲しい。</p> | |
| <p>景観の理念としては、 （ア）低層住宅〔商業地は別〕のスカイラインを崩さないこと （イ）この地域に生育する多様な生物たちの行動、生態を脅かさないこと （ウ）地域の生活インフラが機能不全に陥らないこと （エ）地域住民の平素の生活を侵害しないこと （オ）自然環境はできるだけ壊さないこと など、良好な風景としての「景観利益」の内容をなすものといった考え方を統一した基盤とする。</p> | |
| <p>景観を守ることは公共の福祉であり、話し合いによるが、多少の規制は伴うものである。この点を明確にしておく必要がある。</p> | |
| <p>既成の街の景観を尊重するようにして欲しい。</p> | |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>「生活風景」は、継続して労力やお金をかけていかないと、成り立たないものであり、景観の価値はタダでは得られないことを認識できるような条文なり、情報発信を期待します。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討および計画の検討をすすめてまいります。</p> |
| ③「市民、事業者、市の責務」に関すること | |
| <p>「市民」や「事業者」という用語については、わかりやすく定義等を示されることを望みます。善良なる多くの地権者は、公共的役割を認識し、自らの負担で、景観維持に貢献していることを確認するとともに、市民がどのような負担をするのか、それがなければ公共的な景観を維持することは非常に難しいということを表現すべきと考えます。</p> | <p>ご意見を参考に、用語の定義を示し、それぞれの責務を定めてまいります。</p> |
| <p>条例を制定しても、市役所が誘導や指導を行っていくべき。</p> | <p>市の責務を明記し、地域のみなさまのルールづくりの支援や、景観形成を推進する施策の実施等、条例制定後もより良い景観形成に取り組みます。</p> |
| <p>本条例は、当事者や意識を持つ者たちがルールを作り上げるうえで、行政が調整役となり、あるいは提案者となる形でバックアップすることに重きを置いた条例としていただきたいと思います。</p> | |
| <p>「市民提案」の美名のもとに行政がなすべき責務（きちんと行政が先導して地区指定をすること）を回避しないようにしてもらいたい。</p> | |
| <p>市民、事業者、市の三者の責任の所在を明確にし、責務から回避ができないように配慮することが必要。</p> | <p>ご意見を参考に、市民、事業者、市の三者の責務を定めてまいります。</p> |
| <p>市民個人が実行すること、地域住民がまとまって行動すること、事業者が個々に実行すること、事業者がまとまって実行することについての責務を明示すること。 ①市が、直接実行すること ②景観計画区域の個別ゾーンにおいて市民、事業者、市それぞれの責務についての状況を定期的に報告・公開する責務 ③市民および事業者を支援することのそれぞれの内容を条例で明示すること。</p> | |
| ④「東京都や近隣市との協議」に関すること | |
| <p>東京都や近隣市との協議について、近隣市に相模原市が含まれるなら、当然神奈川県との協議も考えられます。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討をすすめてまいります。</p> |

2. 考え方(2)に関すること

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| ⑤「景観計画区域」に関すること | |
| <p>(仮称)景観形成ゾーンについて ・公園・学園ゾーンは考えられないのでしょうか？ ・鶴間・芹ヶ谷・中央・忠生等の公園はどのゾーンに入るのでしょうか？ ・にぎわいゾーンについて、JRの他の駅、小田急・東急田園都市線などの他の駅、将来のモノレールの駅周辺も考えられます。</p> | <p>(仮称)景観形成ゾーンにつきましては、広域的にゆるやかな誘導を図ることを目的としています。特定の地区の景観形成については、(仮称)景観形成誘導地区により誘導を図ることを考えております。 (仮称)景観形成ゾーンや、(仮称)景観形成誘導地区の詳細は、計画策定の中で検討をすすめてまいります。 なお、(仮称)景観形成誘導地区については、地域のみならずからの提案により追加していくことを考えております。そのために必要な仕組みについては、計画策定の中で検討してまいります。</p> |
| <p>何よりも市民の意見を十分反映できるような体制を組むこと、特に(仮称)景観形成ゾーンの設定には、各町内会の意見が十分に反映できるような配慮が必要。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討および計画策定の検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>(仮称)にぎわいゾーンの中に、文化機能などが強化されたという主旨を織り込んでいただきたい。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討および計画策定の検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>(仮称)住まい共生ゾーンの該当する地域は、異なった用途地域、高度地区が併存することもあるため、区域ごと(都市計画マスタープランに基づく)のきめ細かな計画を実施する旨を明記すること。</p> | <p>計画策定の中で、都市計画マスタープランに基づく地域ごとの方針を設けることを考えています。</p> |
| <p>(仮称)景観形成誘導地区の指定の条件を明確にして欲しい。</p> | <p>計画策定の中で、明確にするよう検討してまいります。</p> |
| <p>(仮称)景観形成誘導地区の指定に関し、方針や基準を各地区ごとに定めることを明記すること。</p> | <p>(仮称)景観形成ゾーン、および(仮称)景観形成誘導地区ごとに、方針や行為に関する事項を定めることができるよう、条文を定めることを考えております。</p> |
| ⑥「景観計画の策定の手続き」に関すること | |
| <p>近隣住民の声を出せる機会を望みます。</p> | <p>景観法に基づいて、市民意見を反映するための意見を聴く機会を設け、計画策定の手続きをすすめてまいります。ご意見を参考に、意見を聴く手法について検討してまいります。</p> |
| <p>計画策定(変更)手続きにおける市民参加は大変重要であるので、明確に参加が保証されるように規定願いたい。</p> | <p>また、計画策定後、地域ごとの景観づくりを充実させていくために、地域ごとの組織や仕組み等を設置できるよう、計画策定の中で検討してまいります。</p> |
| <p>「住民の意見を反映させるための処置」について、明確な組織を地域ごとに設置することを明記すること。</p> | <p>ご意見を参考に、所有者の意向を尊重して、計画の検討などをすすめてまいります。</p> |
| <p>自然風景や山並み、街並みの中に、個人の土地所有者がいることを認識し、所有者と市とで話し合いながら、景観について決めてもらうことを願う。</p> | <p>ご意見を参考に、所有者の意向を尊重して、計画の検討などをすすめてまいります。</p> |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>通常は、条例に沿って景観計画が策定されるのが順序であるが、景観計画の骨子が既に出来上がっていてこれを裏打ちできる条例を作ろうとしているように推察できる。</p> | <p>景観市民調査会、町田市景観懇談会等の取り組みをふまえて、計画の素案の検討も並行してすすめています。</p> |
| <p>⑦「届出・勧告・変更命令」に関すること</p> | |
| <p>建築物や工作物の新築等だけでなく、開発行為や条例で加える行為などの届出対象行為すべてを、変更命令の対象となる特定届出対象行為に加えるべきです。</p> | <p>変更命令の対象とするためには、数値等の明確な基準を設ける必要があるため、基準の内容とあわせて、特定届出対象行為の検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>勧告・変更命令等の手続きについては、「正当な理由がなく従わない場合、対象となる事業の所在地の公表等を行う」を追加すべき。</p> | <p>ご意見を参考に、所在地の公表について検討してまいります。</p> |
| <p>勧告・変更命令の手続きについて 景観審議会の意見を聴く契機となる「関連住民の申告」を明示すること。 また、勧告・変更命令等を出す事態は、関連する工事が進行している場合が多く、緊急を要する。工事一時停止命令を加える必要がある。</p> | <p>「関連住民の申告」について、勧告・変更命令等は、法的措置に関する事項のため、地域住民が直接的に関わることは難しいと考えます。 一時停止命令については、景観法に定められた「行為着手の制限」と「その期間の延長」にもとづいて、工事の着工を制限することを考えています。</p> |
| <p>【条例で加える行為事項】に以下の項目を加える。 ① 家屋の外壁の形質の変更(法に定める必須事項であることの例示に加えても良い) ② 宅地の外構（塀・垣根・外辺グリーンベルトなど）の変更 ③ 宅地の盛土・よう壁上のせり出し等 ④ 宅地における入口、駐車場等の変更</p> | <p>外壁の形質の変更については、通常の維持管理の範囲を超えた変更であれば、景観法に規定される事項に含まれると考えています。また、外構や、土地の切り盛り、駐車場、出入り口等については、建築行為や、開発行為等の届出の中で、合わせて誘導を図る事項だと考えております。 なお、全ての家屋等を対象とするのではなく、一定の規模以上のものと考えております。</p> |
| <p>「届出を要しない行為事項」について 法に定められている事項、条例で除く事項に該当する事項の実施においては、本項に該当することを現地にその旨掲示することとする。</p> | <p>「届出を要しない行為事項」は多数にのぼるものと考えられ、ご意見で指摘されている取り組みは難しいと考えます。</p> |
| <p>届出を要しない行為事項の中の、条例で除く行為事項において、届出対象行為のうち、（仮称）町田市景観条例施行規則で定める規模以下とすることについて、その規模は地域ごとの意見により定めること。</p> | <p>規則で定める規模は、（仮称）景観形成ゾーン、および（仮称）景観形成誘導地区ごとに定めることができるよう考えております。市民提案により（仮称）景観形成誘導地区を定める際は、地域での合意形成により、地域の意見を反映した規模とすることを考えております。</p> |
| <p>建物の形態等だけではなく、車や人の出入りなど通行量等にも配慮し、具体的な基準として欲しい。</p> | <p>計画策定の中で検討してまいります。</p> |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>変更命令の対象となる、形態・意匠の制限に適合しない場合について、具体的に・客観的な基準を明記されたい。</p> | <p>形態・意匠の制限に関する事項については、計画策定の中で検討してまいります。そのうち明確な基準を示せる項目については、できる限り具体的、客観的な基準となるよう検討してまいります。</p> |
| <p>「届出・勧告の対象となる行為」について、条例で加える行為事項として「樹木等の伐採」を対象行為に含めること。</p> | <p>対象行為については、東京都景観条例を継承いたします。地区ごとの合意形成を条件として、「木竹の植栽又は伐採」として追加できるよう考えています。</p> |
| <p>⑧「景観重要建造物・樹木の指定」に関すること</p> | |
| <p>「景観重要建造物・樹木」と「(仮称)地域景観資源」については、私有財産である場合、住民の提案や活動がある場合であっても、あくまで所有者の考えを理解し、支援をしていくという立場で、財産の移動や処分に対して、大きなプレッシャーを与えないように配慮を求めます。また、相続等が発生した際には、全庁的あるいは関係官公署と連携して、何らかの支援ができないかについてもご検討ください。</p> | <p>ご意見を参考に、所有者の意向を尊重したうえでの支援が可能となるよう検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>景観重要建造物・景観重要樹木の指定について、条例で定める事項における(仮称)町田市景観審議会の意見聴取においては、市民主体の地域ごとに設置する組織を含めること。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討の中で地域住民の意見を反映する仕組みを検討してまいります。</p> |
| <p>景観重要樹木等の指定について、複数の樹木群(林、森等)も含めるべきである。それと同時に、指定された樹木等が伐採される場合等においては、その引き取り先などを「町田市緑の保全と育成に関する条例」などに明記すべきである。</p> | <p>複数の樹木群については、景観重要樹木の指定として取り扱うのではなく、「(仮称)地域景観資源」の仕組みを活用し、保全することを考えております。保全・育成の手法や、伐採の場合の取り扱いについては、ご意見を参考に、庁内で連携を図りながら検討をすすめてまいります。</p> |

3. 考え方(3)に関すること

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>⑨「(仮称)地域景観資源」に関すること</p> | |
| <p>地域住民が親しんでいる尾根道等の環境に対して、十分配慮した土地利用がなされるような条例にしてください。</p> | <p>地域に親しまれる場所を保全、育成していくために、「(仮称)地域景観資源」の仕組みを条例に定めることを考えています。</p> |
| <p>里山や、古い大木、玉石擁壁、趣ある生垣が失われないようにして欲しい。</p> | <p>なお、取り組みの手法については、計画策定の中で検討してまいります。</p> |
| <p>⑩「景観協定」に関すること</p> | |
| <p>景観協定は、市の認定等のオーソライズされるものとして欲しい。</p> | <p>景観法に基づき、市長(景観行政団体の長)が認可することを考えています。</p> |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| ⑪「景観賞」に関すること | |
| 景観賞については、活動や建築物だけでなく、長年にわたり、先祖伝来の土地を守ってきたような方も対象となるものとしてください。 | 景観賞の対象範囲については、計画策定の中でできるだけ幅広く検討してまいります。 |
| ⑫「市民主体の活動に対する支援」に関すること | |
| 市民主体の活動に対し、相談、助言窓口を常設することを加える。 | 当面の間、まちづくり推進課などで対応することとします。 |
| 市民が景観条例に期待することは、地域における「景観形成の指針」であり、常日頃の地域活動が景観形成に有効に機能する仕組みづくりと、活動の継続が重要であると考えている。 | ご意見を参考に、計画策定の中で地域活動の支援や推進の仕組み等を検討してまいります。 |
| 地域住民へのヒアリング等、地域住民が景観について感じていることを反映する仕組みを設けることが重要である。 | 市民組織や仕組み等については、段階に応じて異なるものと考えており、柔軟に対応するため、条例ではなく、計画に位置づけることを考えております。ご意見を参考に、それぞれの市民や地域の意見を反映できるよう、計画策定の中で検討してまいります。 |
| 関心を持つ市民全てが参加可能な意見表明・討議の場を、条例に盛り込めないだろうか。 | |
| 具体的に地域ごとに受け皿となる組織を是非作って頂きたい。 | |
| 市民との意思疎通を図る体制について明確にして欲しい。 | |

4. 考え方(4)に関すること

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| ⑬「(仮称)公共施設景観形成指針」に関すること | |
| (仮称)公共施設景観形成指針について、策定期間を明確にして欲しい。 | (仮称)公共施設景観形成指針については、計画策定の中で、策定期間、指針の位置づけ、策定手法等を検討してまいります。 |
| (仮称)公共施設景観形成指針の位置づけについて、景観計画の一部になるのでしょうか。 | |
| (仮称)公共施設景観形成指針の市民の関与について明確にして欲しい。 | |
| (仮称)公共施設景観形成指針について、条例で定める手続きによって指針を定めるのではなく、条例に指針を盛り込むべき。 | |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>公共施設の地域への景観の配慮については、新たな整備を行うものを対象とするのはもちろんのこと、これからは公共施設の改修などの再整備を図る事例が増えるはずですから、関連部署と連携して、取り組みを進めてください。</p> | <p>市では、これまでも関連部署と連携しながら、公共施設を含む市の景観形成のあり方について、検討を進めてまいりました。今後も継続して取り組んでまいります。</p> |
| ⑭「景観重要公共施設」に関すること | |
| <p>特に薬師池公園については、今、薬師池西緑地公園の話が出ておりますが、この辺一帯は風致地区でもあり、公園の中に公共施設を建てるときに、特に景観に十分配慮し、率先して住民の意見を聞いて頂きたいと強く望みます。</p> | <p>庁内で連携を図りながら、取り組みをすすめてまいります。</p> |
| ⑮「景観協議会」に関すること | |
| <p>景観協議会に対する市の支援を明確にして欲しい。</p> | <p>計画策定の中で検討してまいります。</p> |
| <p>景観協議会について ①景観協議会の構成メンバーを規定すること。 ②協議会は独立の機関であるから、協議会での協議事項の実現のための措置に審議会の意見を聴く必要はない。</p> | <p>景観協議会には、景観法に定められた構成員を加えることができ、協議会ごとに異なるものと考えます。 また、協議会の協議事項の実現のための措置については、（仮称）町田市景観審議会での専門的な見地からの意見を聴くことにより、より良好な措置を講じることができると考えます。</p> |
| ⑯「景観審議会」に関すること | |
| <p>（仮称）町田市景観審議会の委員には少なくとも市民委員の枠として半数以上を確保し、広く市民の声が反映されるよう配慮していただきたい。</p> | <p>委員構成は、透明性や専門性を考慮し検討してまいります。また、広く市民の意見を反映できる手法を検討してまいります。</p> |
| <p>（仮称）町田市景観審議会のあり方については、地域住民の意見を反映させる仕組みを具体的に記述する必要がある。また、審議を行う場合、地域に対するヒアリング、調査などの実施を義務づけて欲しい。</p> | <p>ご意見を参考に、条文の検討および関連例規の検討をすすめてまいります。</p> |

5. その他(条例(案)の考え方全体に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| 町田市が本当に緑多き愛すべきふるさととなって、未来の子供達に残せる様な条例を作ってくださいを熱望いたします。 | ご意見を参考に、条例づくりに取り組んでまいります。 |
| 町田市がさらに一層魅力ある市となっていくためにも、優れた景観条例が策定されますことを期待します。 | |
| 4つの考え方に賛成です。 | |
| 「妥当なコストでの修復・維持を考慮した景観づくり」を考え方に加えることを提案します。 | ご意見の内容は、景観づくりをすすめていく上で大切な視点と考えます。今後の計画策定の検討の参考とさせていただきます。 |
| 見直し時期を盛り込んだ中期的スケジュールの策定と、抜本的な修正も可能なチャンスをあらかじめ準備しておくことを希望します。また、町田らしい景観を評価する指標やルールของ考案を願います。 | ご意見を参考に、成果指標による評価と見直しなどを計画に盛り込んでいけるよう検討してまいります。 |

6. その他(関連施策との連携に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| 景観形成には、土地利用や緑の基本計画等も大切であると思うので、他の条例との繋がりや連携も条例に含めて欲しい。 | 計画の中で、関連する他の計画等との関係性を示し、整合を図っていくことを考えています。 |
| 景観計画の策定とあわせた都市計画の見直しや連携など、市の方針を示して欲しい。 | |
| 「景観づくり」と「まちづくり」を連携して行うことを高く掲げる必要がある。 | ご意見を参考に、条文の検討および計画策定の検討をすすめてまいります。 |
| 種々の景観対象物が決定される中で、高齢者や障がい者への利便を熟慮し優先して決定していただきたい。 | |
| 市街化調整区域との整合をとって欲しい。 | 「(仮称)町田市市街化調整区域の土地利用に関する条例」と連携して、条文の検討をすすめてまいります。 |
| 市街化調整区域は、全域を景観調和ゾーンとし、材料置場、産業廃棄物処理場、墓地など、地域の美観を損ねると思われる施設の建設を許可する場合には、その周辺の緑地帯または壁面緑化を義務付ける基準を図られたい。 | |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>これまでの街路樹等の整備では、本来その地域に存在しない外来樹種を利用した事例も多く、どの地域を見ても画一的な景観で地域らしさが十分に反映されてこなかったとの反省がありました。公共施設の景観づくりにあたっては、地域在来の植物等の活用による緑化を推進するよう条例に明記するようお願いします。</p> | <p>街路樹については、東京都道路工事設計基準に基づき選定を行っています。地域在来種に関しては、基準にも触れられており、地域性を考慮したうえで、樹種選定樹木リストを参考に、路線別の街路樹の位置づけ、管理方針等を勘案して、選定しています。地域在来種が街路樹に適さず、活用が難しい場合もありますが、地域らしさを反映できるよう努めてまいります。</p> <p>条例には規定いたしません。計画やガイドライン等の策定の際の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>街づくり条例に基づく早期周知の部分においても連携すべきである。景観行為・開発・建設行為を含めた包括的な地域協議の仕組みが必要であり、既存の街づくり団体・街づくり市民活動団体からの推薦委員を含め、新たな、あるいは拡充した第三者機関の設置と協働の協議システムが必要と考える。それを明確にするために、住みよい街づくり条例と景観条例双方の理念と都市計画マスタープランの基本理念を謳ったまちづくり基本条例を新たに制定するのが望ましい。</p> | <p>庁内で連携を図りながら、取り組みをすすめてまいります。</p> <p>新たな仕組みについては、今後の検討課題と考えております。</p> |

7. その他(普及・啓発に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>景観教育については、一般市民の教育という考え方で行政に出来ることも市民主体で行った方が良いものもあると思いますが、計画策定時には、考え方・方向性も含めて示していただきたいと思えます。</p> | |
| <p>景観への取り組みには、教育も大切と言えます。子供のころから美しい風景や町並みを観たり、町創りの大切さを学ぶことで、景観への関心が高まれば、美しい景観創りへの協力と住んでいる町田への愛着や誇りが育まれると思えます。</p> | <p>ご意見を参考に、普及・啓発の方法を、次世代を担う子どもの視点や生涯学習での取り組みもふまえて、計画策定の中で検討をすすめてまいります。</p> |
| <p>これからの2~3年間はあらゆる機会に、広報などを利用して景観に対する市民への啓発的な情報発信をしてください。</p> | <p>ご意見を参考に、普及・啓発の方法を計画策定の中で検討してまいります。</p> |

8. その他(緑地保全に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>景観計画を立てる上で、地域の景観に影響を与える遠方の樹林や山、丘陵を評価し、保全していく仕組みも必要ではないかと思う。景観を考える(整備する)その地域の周辺を評価することで、その地域の景観的環境因子を見つけ、地域住民に分かりやすく伝え景観を見直す機会ともなるのではないかと思う。</p> | <p>遠方の眺望や、身近な景観資源を保全する仕組みの必要性を認識しております。</p> <p>地域に親しまれる場所を保全、育成していくために、「(仮称)地域景観資源」の仕組みを条例に定めることを考えています。</p> <p>なお、取り組みの手法については、計画策定の中で検討してまいります。</p> |
| <p>土地相続が出来ない土地に関しては、出来る限り市が買い取り、緑地となるように。</p> | <p>庁内で連携を図りながら、取り組みをすすめてまいります。</p> |

9. その他(大規模開発等に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>大規模開発について、地区の特性にあった土地利用がなされるような条例にして欲しい。</p> | <p>市では、大規模開発等に関して、地区の特性に配慮し、周囲の住宅等と共存を図ることが必要だと考えております。</p> <p>条例には、その理念や目標を明示し、市としての責務を定めてまいります。</p> <p>また、計画の中では、地域別の方針を定め、地域特性に合わせた誘導を図るとともに、景観法、及び同法施行令に規定する範囲内で、行為の制限に関する事項を定めていくよう、検討してまいります。</p> |
| <p>大規模開発に関して、法律の範囲内で出来る限り規制し、市政の責任感を感じられる文章を条例に盛り込んでいただきたい。</p> | <p>また、計画の中では、地域別の方針を定め、地域特性に合わせた誘導を図るとともに、景観法、及び同法施行令に規定する範囲内で、行為の制限に関する事項を定めていくよう、検討してまいります。</p> |
| <p>住宅地域に、5階以上の建物が建たないように望みます。</p> | <p>条例では、階数や高さを規定することは考えておりません。高さの制限については、計画の中で、景観法、及び同法施行令に規定する範囲内で、行為の制限に関する事項として定めることが可能ですが、定め方については、庁内で連携して検討してまいります。</p> <p>なお、数値による高さ制限を設ける場合には、地域や地区での合意形成を図ることが必要だと考えております。</p> |
| <p>高層のコンクリート建物が建てられなくするような条例をお願いします。</p> <p>市の各部局の態度が一貫した姿勢を貫かれるよう希望します。</p> | <p>なお、数値による高さ制限を設ける場合には、地域や地区での合意形成を図ることが必要だと考えております。</p> |
| <p>スカイラインを揃えるなどの規制を設けるように。</p> | <p>スカイラインの調和については、景観法に規定する行為の制限に関する事項として、計画の中で、誘導を図ることを考えております。</p> <p>なお、数値による高さ制限を設ける場合には、地域や地区での合意形成を図ることが必要だと考えております。</p> |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| 市役所内に大規模開発問題の専門家を配置（養成）しなければならない。条文による規定とそれを執行する部署があってこそ、その効果が確かなものとなる。 | ご意見を参考に、運用体制等について、庁内で連携して検討してまいります。また、条文や計画の検討の中で、参考とさせていただきます。 |
| 町田市では31mの建物の高さ規制がありますが、これは建築物を横長に伸ばす誘導となり、結果的に、圧迫感がある長大な壁面を創出してしまいます。兵庫県西宮市では、マンションの横の長さを制限する条例を設けるそうです。ぜひ町田でも取り入れていただきたいです。 | 長大な壁面による圧迫感を低減することは、今後の検討課題と考えております。条例では規定いたしません。西宮市の事例を参考に、計画策定の中で検討してまいります。 |
| 景観に関連した大型の土地開発や特定マンション建設などの情報については、体制の整備とその公開を徹底して欲しい。 | 庁内で連携を図りながら、取り組みをすすめてまいります。 |
| 「環境権」が議論されることが予想される開発等の計画が出された場合、早期に公表の上、協議の場を設け、問題や争議の発生をできるだけ回避する仕組みを明記してほしい。 | 開発に関する問題は、地域特性により異なることから、各地域での合意形成にもとづくルールが必要と考えています。その中で、（仮称）景観形成誘導地区や景観地区等の仕組みを活用できるように検討をすすめてまいります。 |
| 景観条例に「大規模開発事業等に関する事前協議」の章を設けるなどして、「景観に関する一般的手続きに先立つ協議調整のプロセス」を確保する必要がある。 | 計画の運用の際には、大規模な開発だけではなく、一定の規模以上の開発行為等を届出の対象とするよう想定しているため、既存の協議の仕組みを活用することを考えております。 |

10. その他(電線・電柱、屋外広告物に関すること)

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| 電柱については、繁華街と住宅地までは埋設化を目指すべきだと思います。埋設化の長期的な取り組みを是非ともご検討くださいますようお願い致します。 | 市では、国の「無電柱化推進計画」に基づき、新設の都市計画道路や、幹線道路を中心に、無電柱化事業を進めています。繁華街や住宅地では、景観づくりや街づくりの取り組みと合わせて、地域の合意形成を図った上で、すすめていくことが望ましいと考えます。 |
| 交差点など道端にある看板は、基本的に設置を認めず、既存のものは撤去する方向で何らかの規制措置を検討できないものでしょうか。経済活動の自由があるとはいえ、何事も100%の自由というものではなく、調和が必要と感じます。 | 屋外広告物の規制措置については、東京都の屋外広告物条例に基づいて行っておりますが、禁止区域に設置されるものについては、今後とも指導を行ってまいります。今後、屋外広告物の色彩等について、景観的な誘導を図っていくよう、計画策定の中で検討してまいります。 |

問い合わせ先： 町田市都市づくり部まちづくり推進課 TEL 042-709-0642